

## 国民年金

年金は、世代と世代の助け合いの仕組みです。高齢になった時だけでなく、働き手を亡くされたご遺族の方や、障がいが残った方への年金もあります。保険料はきちんと納めましょう。学生や失業等の理由により、保険料を納付することが難しい場合には、保険料免除等の手続きができます。

20歳になったら、会社を退職したら、配偶者の扶養家族から外れたら、国民年金加入の手続きをお忘れなく！

### 源泉徴収票が送付されます

平成30年中に課税対象となる年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金等）を受給された方々に、1月中旬から下旬にかけて、「平成30年分 公的年金等の源泉徴収票」が送付される予定です。この書類は、確定申告のとき等に必要なものです。なお、遺族年金や障害年金は非課税扱いですので、源泉徴収票は送付されません。

源泉徴収票に関するお問い合わせ（内容・再交付等）は、ねんきんダイヤルまたは和歌山西年金事務所までお願いします。

ねんきんダイヤル（一部電話不可）  
☎0570-05-1165  
和歌山西年金事務所 お客様相談室  
☎073-447-1660

### 偶数月の第1木曜日は出張年金相談の日

相談は予約制となっていますので、相談の一週間前までに、和歌山西年金事務所へ予約をしてください。その際、相談内容をお伝えいただいたうえで、相談に必要な書類を確認するようにしてください。皆様のご利用をお待ちしています。

日時 平成31年 2月7日（木）  
10：00～15：00（最終受付14：00）

場所 湯浅町役場  
予約電話番号  
☎073-447-1660  
（和歌山西年金事務所 お客様相談室）

### 介護保険に関する税控除について

介護保険料は確定申告や町民税申告の際、社会保険料控除の対象となります。

平成30年中（1月～12月）におさめた介護保険料の金額は、次の方法で確認できます。

- ・特別徴収（年金天引き）の人：公的年金などの源泉徴収票（1月ごろに日本年金機構などから送付予定）
- \*年金受給者本人以外の社会保険料控除として、申告することはできません。

- ・納付書で納めた人：納付書の領収証書
  - ・口座振替の人：通帳に記載されている金額
- 上記以外で、介護保険係にて納付証明書を発行していますのでご利用ください。（無料）

### 要介護認定者の障がい者控除について

障害者手帳をお持ちでない要介護認定をうけた65歳以上の高齢者で、町が発行する「障がい者控除対象者認定書」を確定申告の際に添付することで障がい者控除を受けることができます。

認定書の交付には、申請が必要となりますので、事前にお問合せのうえ、介護保険係までお越しください。

#### 問合せ先

健康福祉課介護保険係（13番窓口）  
☎64-1120（内線103・104）

## ～1月10日は「110番の日」です～

イタズラ110番は絶対ダメ！適切な110番のご利用をお願いします。

110番の6つのポイント ①何があった ②どこで ③いつ ④犯人はどんな、どこへ ⑤いまはどうなっている ⑥あなたの名前、住所、連絡先

湯浅警察署

## 【税理士による地区相談会場のご案内】

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。

開設場所	開設日	2月					開設時間
		12	14	18	19	20	
有田市文化福祉センター 3階 大会議室		●	●				9：30～16：00
湯浅納税協会 3階 会議室				●			9：30～15：00
有田川町役場 吉備庁舎 3階 中会議室					●		
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室						●	

※いずれの会場も正午～13時までは相談は行っていません。

なお、申告会場の混雑状況によっては早めに受付を終了させていただく場合があります。

※ご来場の際には、前年分の控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある場合）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑等をご持参ください。

※各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」「雑損控除」に関する相談は行っていませんので、これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しください。

※有田市会場は、有田市民会館から変更になっています。

※上記の会場は、湯浅納税協会、近畿税理士会湯浅支部、湯浅税務署の共催により開設しています。

## 【平成30年分所得税確定申告会場のお知らせ】

湯浅税務署では平成31年2月18日（月）～3月15日（金）（土・日を除く）

まで申告会場を開設します。

（2月15日以前は開設していませんが、作成済みの申告書の受付、用紙の交付は行っております。）

相談受付は**16時まで**ですので、なるべく早めにお越しください。

なお、申告会場の混雑状況により、16時以前に相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。（作成済みの申告書の受付、用紙の交付は17時まで行っております。）

また、開設日初日（2月18日）や確定申告期限（3月15日）間際は、大変混雑することが予想されます。

## 【医療費控除の改正について】

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

## 【申告書等は国税庁ホームページで作成できます】

所得税・消費税・贈与税の申告書は、「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成できますので、是非ご利用ください。

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、申告書等を作成することができます。また、作成した申告書等はe-Taxを利用して送信していただくか、印刷して郵送等で提出してください。